12　法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13　法第百五十七条第二項イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

14　法第百五十七条第二項ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

15　法第百五十七条第二項ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16　法第百五十七条第二項ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

17　法第百五十七条第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

18　法第百五十七条第四項において準用する同条第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び
自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第十項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第十項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに	

当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車		
自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項第一号及び第二号に掲げる方法をいう。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二年度燃費基準五十パーセント向上達成車	平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	第二項第二号
十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに		
ＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車	当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車	
ＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車	平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び	第十項第二号
十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに	当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車	

（環境性能割に係る申告書等の様式）

第九条の五　法第百六十条第一項の規定により提出すべき申告書又は同条第二項の規定により提出すべき報告書の様式は、第十六号の四十三様式によるものとする。

（環境性能割の修正申告書の記載事項）

第九条の六　法第百六十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　納税義務者の氏名又は名称及び住所
二　自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
三　自動車の取得がされた年月日
四　自動車の取得の原因
五　自動車の種別、用途、車名及び型式
六　自動車の定置場
七　既に納付の確定した環境性能割額
八　環境性能割の課税標準額及び環境性能割額
九　前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
十　前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

（自動車の性能が良好でないことに類する理由）

第九条の七　法第百六十五条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。